

# 東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

## 第39回 東京弁護士会民主化の活動(会派・選挙制度)

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 山岸 泰洋 (61期)

1 弁護士は弁護士会への加入を義務付けられ、弁護士会は「弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする」とされています(弁護士法9条、31条)。いうまでもなく弁護士の使命とは基本的人権の擁護と社会正義の実現であり、強制加入制度の下でこれを指導・監督する弁護士会もまた、憲法的価値を遵守して民主的に運営されるものでなければならぬといえます。

2 弁護士会の民主的運営において根幹を成すのは役員選挙です。東弁においては、昭和24年に「役員その他選挙規程」(会規第2号)が制定・施行されたのを皮切りに、累次の改正を重ねてきました。近時においては、たとえばITツールの発達をふまえて選挙のあり方を再検討する必要性は弁護士会に限られたことではなく、会内民主主義を実効あらしめるため、時代の変化に応じた不断の見直しが求められるところです。

3 さて、弁護士会の選挙と切っても切り離せないのが、会派(いわゆる派閥)の存在です。

戦前から会派活動は盛んで、「選挙をめぐる派閥間で激しい闘いが展開され、会長の争奪を原因として、代言人組合時代にも弁護士会時代にも、分裂さざさえ起こした」とされ、終戦当時は20ほどの会派が存在していたとのことでした。

昭和21年、「東京法曹会、二一会、大同会、同志会の四大会派が役員人事と会務をろう断していた

実情に鑑み、これに対抗するため」として、法友会が結成されました。これに対抗して、昭和23年、上記「四大会派」が法曹親和会を結成しました。同会の結成趣意書には、「公私の混淆に基く一派の、反省を忘れたる恣意と、その独善的行動とはつとに会内具眼の士の擧げるところ」などと記され、良くも悪しくも当時の白熱した雰囲気伝わってきます。

昭和34年には、戦後司法修習出身の若手を中心とした期成会が結成されました。その創立趣意書は、「親和・法友の二大会派によって唾棄すべき選挙抗争が繰返され、各種委員、破産管財人等の人事は選挙の論功もしくはボスの派閥機構によって行われ」と痛烈に批判しています。これに触発されたのか、法友会・法曹親和会の内部でも、ともに昭和38年、法友全期会・親和全期会という若手組織が結成されました。

その後、昭和42年に同志会が法曹親和会を脱退し(のちに法友会に合流)、昭和48年に水曜会が結成され、現在まで続く会派構成の大枠となっています。(本項における引用はいずれも東京弁護士会百年史739頁以下より原文ママ)

4 会派の功罪というのは非常に大きなトピックであり、ここで論じるには紙幅も筆者の能力も全く足りません。ただ、東京弁護士会百年史で指摘されているような金権選挙の実態は今や隔世の感があり、会派の組織統制力も往時とは比較になりません。前記の若手組織の台頭も当時の会内民主主義をめぐる自浄作用の表れであり、会派のありようもまた、時代の変化に応じて不断の見直しを迫られてきた、そしてそれは今後とも同様である、といえるのではないのでしょうか。

### ※参考文献

- LIBRA2011年2月号特集「東弁における会派—その現状と未来—」  
[https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2011\\_02/p02-17.pdf](https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2011_02/p02-17.pdf)